

(仮称) 厚木市犯罪被害者等支援条例に係る支援内容の検討について

1 犯罪被害者等に特化した支援

支援項目	支援内容
日常生活支援	配食サービス・ヘルパー派遣、一時預かり（保育）利用時の助成 犯罪等の被害により家事等を行うことが困難となった場合の家事等に要する費用を助成します。
経済的支援	各種支援金（遺族支援金・重傷病支援金・性犯罪支援金） 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るための支援金を支給します。
住居支援	転居助成金 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった場合の転居に要する費用を助成します。 緊急避難（県制度の延泊） 県が実施する緊急避難（県内ホテル等3泊）の利用者に対する延泊費用を助成します。
相談支援	法律相談、カウンセリング 犯罪等の被害により直面している様々な問題の解決や精神的な被害が早期に軽減し、又は回復するための法律相談及びカウンセリングを実施します。

2 犯罪被害者等を支援するための体制整備

支援項目	支援内容
専門職の配置	社会福祉士、精神保健福祉士等を配置又は委託し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行います。
職員研修	支援従事者が自らの言動により、犯罪被害者等に二次被害を与えることがないようにするための研修を実施します。
支援員支援	犯罪被害者等が適切な支援を受けることができるよう、総合的対応窓口職員に対し、専門的知識を向上させるための講座の受講や研修会への参加等を推進し、人材を育成します。

3 犯罪被害者等が置かれている状況の理解や相談窓口の広報啓発

支援項目	支援内容
広報・啓発	市民等、事業者及び庁内への広報・啓発 犯罪被害者等を社会全体で支えるため、支援の必要性及び二次被害防止の重要性の理解、また、犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった場合の支援等に対する事業者の理解を増進するための広報・啓発活動を行います。